

第 1 回 江田島市教育委員会（定例会）会議録

平成 22 年 1 月 18 日（月）午後 4 時 30 分

江田島市教育委員会会議室に招集した。

－ 開会 午後 4 時 30 分 －

出席委員

委員 長	大石 君枝
教 育 長	万治 功
委員長職務代理者	木葉 登喜夫
委 員	山口 由美子
委 員	平上 博文

事務局の出席

教育次長	重川 忠道
教育総務課長	平根 真澄
学校教育課長	御堂岡 健
生涯学習課長	木原 則彦

今回の署名

委員 長	大石 君枝
委 員	木葉 登喜夫

今回の書記

主任主査兼係長	土手 千恵美
---------	--------

議事日程

日程第 1	教育長報告
日程第 2	会議録署名委員の指名
日程第 3	議案第 1 号 江田島市放課後クラブ運営要綱の一部 を改正する告示案について

その他

大石 委員 長 おはようございます。ただ今から定例会 第 1 回を開催いたします。
それではまず、教育長報告をお願いいたします。

万 治
教育長

おはようございます。それでは、教育長報告をさせていただきます。
先月の教育委員会より、日がたっておりませんので、ご報告があまりございません
12月24日（木）江田島小学校落成式ございました。
12月28日（月）本庁で教育委員として平上氏の辞令交付式に参加をいたしました。
その後301会議室において、臨時の教育委員会議があり、委員長さんに大石委員さん、
委員長職務代理には木葉委員さんが任命されました。
午後からはこちらの301会議室において、仕事納めの教育長訓示を行い、その後本庁
にて、市長訓示がありました。
1月4日（月）本庁において、仕事初めの市長訓辞がありまして、引き続き幹部会
議が行われました。会議後、市長・副市長と共に市出先機関等を新年のあいさつに回
りました。その後301会議室で教育長訓示を行いました。
1月7日（木）県教育長を訪問いたしました。
1月10日（日）柿浦の埋め立て地で消防の出初め式がございました。
1月11日（月）市の農村環境改善センターにおいて平成22年の成人式が行われ
ました。
1月15日（金）飛渡瀬小学校で飛渡瀬小統合検討委員会答申説明会がございま
した。
1月16日（土）市の総合運動公園においてノルディクウォーキング講
習会がございました。私も講習を受け実際にやってみましたが、運動量
としてはなかなかのもので、短時間でも汗が出るほどでした。
1月17日（日）市のスポーツセンターにおいて、ソフトバレーボール
大会がございましてあいさつをさせていただきました。
1月18日（月）今日の定例教育委員会でございます。以上でございます。

大 石
委員長

ありがとうございました。では 続いて日程第2 会議録署名委員の
指名は本日は木場委員さんです。 よろしくお願いします。

木 葉
委 員
大 石
委員長

はい よろしく申し上げます。
続いて 日程第3 議案第1号 江田島市放課後児童クラブ運営要綱
の一部を改正する告示案について事務局から説明をお願いします。

万 治
教育長

はい 江田島市放課後児童クラブ運営要綱の一部を改正する告示案に
ついてで、ございます。提案理由といたしましては、放課後児童クラブ
に主任児童厚生員を配し、管理運営の充実を図るため、要綱の一部を改
正する必要があるので、教育長に対する事務委任規則（平成16年教育
委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求める

のでございます。詳しくは次長の方から説明をいたします。

重川
次長

議案第1号のご説明をさせていただきます。提案理由といたしまして教育長が申し述べましたが、放課後児童クラブに主任児童厚生員を配し、管理運営のより一層の充実を図るために、要綱の一部を改正するものがあります。

7ページをお開きください、第13条 児童クラブの管理者は、教育長をもって充てる。に、2 児童クラブに、主任児童厚生員又は児童厚生員を置く。3 主任児童厚生員及び児童厚生員は非常勤とすることができる。を加えるものです。次の第14条 児童厚生員は、次に掲げる者のうちから、教育長が任用する。(1)(2)(3)を第15条とし、新たに第14条 主任児童厚生員は、次の満たす者のうちから、教育長が任用する。(1)児童の育成指導について熱意を有し、教員、保育士及び社会教育主事いずれかの資格を有する者又は2年以上児童福祉事業に従事したものの又は社会教育団体において指導者としての経験を有するなど、児童の指導について知識及び経験を有する者(2)週5日勤務出来る者(3)児童の指導保育について、識見を有し、主任児童厚生員として相応しいと教育長が認めた者 を加えるものです。次に主任児童厚生員の職務として第16条を加え、現行の児童厚生員の職務 第16条については、第17条とし、現行の(3)その他の管理者(又は学校長)に指示された業務に当たる。を(3)その他の管理者(又は学校長)及び主任児童厚生員に指示された業務に当たる。と直すものです。次に、第16条 児童厚生員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 を第18条 主任児童厚生員及び児童厚生員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。とし、現行第16条(2)児童厚生員としての信用を傷つけるような行為はしないことを。第18条(2)主任児童厚生員及び児童厚生員としての信用を傷つけるような行為はしないこと。とするものであります。現行第17条を第19条、現行第18条を第20条とし、附則といたしまして平成22年4月1日から施行するものでございます。ご審議をお願いいたします。 以上でございます。

大石
委員長

皆さん 日程第3 議案第1号の議案について、ご質問等はございませんか。

では私のほうから質問させていただきます。

主任児童厚生員さんと児童厚生員さんでは、責任が違ってきますが、賃金等はどうですか。

木原

はい 報酬といたしまして、児童厚生員さんが自給860円、主任児

課 長 童厚生員さんが、自給1,060円となっております。

大 石 はい、ありがとうございました。
委員長 議案第1号 江田島市放課後クラブ運営要綱の一部を改正する告示案についてはよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

大 石 これで今日の定例会の会議日程は終了といたします。これからその他
委員長 に入らせていただきます。 お疲れ様です。

全 員 お疲れさまでした。

— 閉会 午後11時00分 —

平成22年1月18日

会議録署名 教育委員長

教育委員

会議録作成者 総務係

